

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年（2023年）8月17日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザルに付す事項

（1）業務名

医療従事者等向け外国人患者対応力向上研修事業

（2）業務の目的・概要

外国人患者を受入れる医療機関は、言語や生活習慣、文化の違いなどによるコミュニケーションの課題があり、また、新型コロナウイルス感染症などの感染症関連の対応方法も含め、医療従事者等の外国人患者に対する対応力の向上を図ることを目的として、医療制度や接遇、語学等に関する総合的な研修を行うとともに、訪日・在住外国人が多い地域における医療機関や関係機関の取り組みについて、先進事例として紹介するセミナーを開催する。

（3）契約期間

契約締結の日から令和6年（2024年）3月31日まで

2 業務の内容

別添企画提案説明書のとおり

3 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

（1）単体の企業（法人または個人を含む。）または複数企業による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

（2）次のいずれにも該当していること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

（ア）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

4 参加資格の審査

（1）公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、別途指示する参加表明書を提出し、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限 令和 5 年 9 月 8 日（金） 午後 5 時（必着）

イ 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

（持参の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く、毎日午前 8 時 45 分から午後 5 時まで）

ウ 提出場所 住 所 〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目（北海道庁本庁舎 6 階）

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課医務係

電話番号（直通）011-204-5989

（2）添付書類

参加表明書には、次の資料を添付すること（コンソーシアムにあっては全ての構成員）

ア 法人の登記事項証明書（写し可）

イ 道税（道が賦課徴収するものに限る）に滞納がないことの証明書（写し可）

※ 各（総合）振興局税務課又は道税事務所の発行するもの（申請受付前 3 か月以内に発行されたもの）

ウ 本店が所在する都道府県の事業税に滞納がないことの証明書（写し可）

※ 1 各都道府県が発行するもの（申請受付前 3 か月以内に発行されたもの）

2 この書類は、北海道に納税義務がない方がイの証明書の代わりに提出するもの

エ 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（写し可）

※ 税務署の発行するもの（申請受付前 3 か月以内に発行されたもの）

オ 暴力団員等に該当しない（今後これらの者とならない）旨の誓約書

カ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）を証明する書類（写し可）

（ア）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

健康保険・厚生年金保険の届け出義務を履行している事実を証する書類

（①納入通知書、②資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書、③適用通知書 など）

（ウ）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

雇用保険の届出義務を履行している事実を証する書類

（①保険関係成立届、②領収済通知書、③概算・確定保険料申告書（控） など）

(3) 審査を行った時は、審査結果を通知する。

5 企画提案説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間 令和5年8月18日(金)～令和5年9月8日(金)

(2) 交付場所 4(1)ウに同じ

(3) 交付方法 (2)の場所で交付する。

なお、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課のホームページにおいてダウンロードすることができる。<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/index.htm>

6 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 令和5年9月15日(金) 午後5時(必着)

(2) 提出方法 4(1)イに同じ。

(3) 提出場所 4(1)ウに同じ。

7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

8 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

なお、提出者が3名を越える場合は、書類選考を行う場合がある。

9 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

10 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課医務係

(2) 所 在 地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎6階)

(3) 電話番号 (直通) 011-204-5989

11 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

要

- (3) 提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。また、ヒアリングの日時、場所は別途通知する。ただし、提案者が3名を超える場合は、書類選考を行う場合がある。
- (4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (5) 審査結果及び特定者名は公表する。
- (6) その他詳細は企画提案説明書による。